

防 災

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・地域防災計画の見直し、他市町村との災害時相互応援協定や各種団体との協定の締結により、防災体制の強化を進めています。
- ・災害時の迅速な情報伝達のため、緊急速報メール*や佐久市情報配信サービス（さくネット）*の運用を開始するとともに、防災行政無線の維持管理を行っています。
- ・土砂災害、洪水災害や火山災害の情報を統合した佐久市防災マップを平成25年度に全戸配布しました。
- ・自主防災組織の充実のため、出前講座を開催するとともに、防災士*の資格取得を支援しています。
- ・浅間山火山防災協議会において関係機関と連携することで、情報収集体制、火山災害対応体制の強化を進めています。
- ・佐久市耐震改修促進計画の改定を行うとともに、木造一戸建て住宅の無料耐震診断や耐震改修工事に対する補助を実施し、建物の耐震化を促進しています。
- ・浸水被害解消のため、岩村田地区の相生町の雨水排水施設の整備を行いました。
- ・河川・用悪水路の危険箇所について、区要望優先度判定フローに基づき、危険性・緊急性に応じた改修を行っています。

- ・緊急情報を瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）*による伝達訓練を実施しています。

現状と課題

- ・災害時において、必要な業務の継続性を確保するとともに、迅速で適切な対応ができる体制を整備するため、業務継続計画（BCP）*などを策定する必要があります。
- ・熊本地震のような大規模地震に備えるため、引き続き建物の耐震化を促進するとともに、補助制度の活用を促進する必要があります。
- ・平成27年9月関東・東北豪雨のような局地的な集中豪雨に備えるため、計画的に排水路の整備などを進めていく必要があります。
- ・浅間山火山災害の発生に備えるため、避難計画を策定するとともに、降灰対策についてシミュレーションして確認する必要があります。
- ・市民一人ひとりの防災意識を高めて災害時に自分の身を自分で守ることができるようになるとともに、地域の防災リーダーを育成して地域の助け合う力を向上させる必要があります。
- ・災害時に迅速かつ適切な行動を取ることができる実践的な総合防災訓練とするため、訓練内容や訓練参加機関・団体を検討する必要があります。

*緊急速報メール：気象庁や自治体の災害・避難情報を携帯電話会社が一斉に配信するメールのこと。

*佐久市情報配信サービス（さくネット）：市内における防災・防犯情報や緊急情報を電話、FAX、メールで知らせるサービス

*防災士：減災と社会の防災力向上のための活動のために十分な意識・知識・技能を有する人を特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する資格

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 防災体制の強化

- ・あらゆる災害に対応できるようにするために、地域防災計画の点検と見直しを行い、防災体制・防災対策の強化を推進します。
- ・災害時において、災害応急対策業務や必要な通常業務、復旧・復興業務を円滑に行うため、業務継続計画（B C P）などを策定します。
- ・災害時の協力体制の強化のため、国・県・他市町村・民間との連携や友好都市などとの相互応援体制の構築を推進します。
- ・正確な情報伝達に活用するため、防災行政無線など各種防災情報システムの充実を図ります。
- ・自主防災組織の育成による地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。
- ・浅間山火山防災協議会における関係機関との連携、浅間山火山防災マップの活用などにより、浅間山火山災害における防災体制の強化を図ります。

(2) 防災対策の推進

- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進するとともに、国、県と連携し、耐震診断や、耐震改修工事による建物の耐震化を促進します。
- ・災害時に対応するための資機材の整備、食料品などの備蓄を推進します。

・被害の未然防止のため、関係機関と連携し、森林整備や河川などの改修、市街地の雨水排水施設の整備を推進します。

・実践的な総合防災訓練や、ひとり暮らし高齢者の対応など地域の実情に応じた自主防災組織による防災訓練の実施を推進します。

(3) 市民の防災意識の高揚

・自分の身は自分で守ること（自助）や、発災時には地域住民が助け合うこと（互助）ができるよう、広報活動や総合防災訓練などの実施により、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。

(4) 国民保護体制の整備

・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報提供と事後の救助体制の充実を図ります。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3. 2 6	3. 3 6

* 全国瞬時警報システム(J アラート):気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報などを、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

* 業務継続計画(BCP):災害時に行行政自らも被災し、利用できる人や物などの資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画

消防・救急

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・消防救急無線がデジタルに移行したとともに、高機能消防指令センターの運用開始に伴い通信指令系統が一元化されました。
- ・佐久消防署、北部消防署の整備が完了し、新庁舎での業務が開始されました。
- ・消防車両・救急車両の更新に伴い、佐久消防署では水槽付ポンプ車、高規格救急車と高度救命資機材の配備を行いました。
- ・東日本大震災のような大規模災害に備えるため、消防団員の安全確保のための装備品や救助活動用の資機材等を消防団に配備しています。
- ・救急事例検討会などに救急隊員が参加するとともに、救急救命士を中心に医療スタッフとの連携を図るなど、救急・救命に必要な専門知識・技術の習得を行っています。
- ・市内小中学校・保育所等を始め市の関係施設に自動体外式除細動器（AED）*を配備するとともに、AEDの使用方法や応急手当などの知識・技術の普及のための講習会を開催しています。

現状と課題

- ・消防・救急業務が高度・多様化する中、消防車両や消防資機材、高規格救急車などの更新を計画的に行う必要があります。
- ・事故や救急傷病者が発生した場合、現場に居合わせた人による応急手当が重要であることから、AEDの配備と、使用方法を含めた救急蘇生法の講習会の実施などの充実を図る必要があります。
- ・機能別団員*制度の活用により女性消防団員の加入を促進するなど消防団員の確保を図る必要があります。
- ・消防団員の多くが被雇用者であることから、消防団協力事業所認定制度などを活用して消防団活動の普及、理解を得られるための啓発活動を引き続き行うとともに、火災時などにおいて迅速に活動できる体制を充実させる必要があります。
- ・消防団の装備などを充実・強化し、地域消防体制を充実する必要があります。
- ・火災予防のため、防火訓練や広報活動により防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図る必要があります。

* 自動体外式除細動器(AED)：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器

* 機能別団員：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 広域消防・救急体制の強化

- ・火災予防や被害軽減のため、消防車両や消防資機材の充実を図ります。
- ・救急・救助体制の強化のため、救急車両の計画的な更新を促進します。
- ・救命率向上のため、救急隊員や救急救命士の育成、医療機関との連携を促進します。
- ・救命率向上のため、AEDの効果的な配備、設置場所の周知及び使用方法を含めた救急蘇生法の普及を図ります。

- ・防火訓練や広報活動の実施により、市民や事業所の防火意識の高揚を図ります。

- ・火災予防のため、啓発活動を推進とともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3. 5 2	3. 5 3

(2) 地域消防体制の充実

- ・地域の実情に応じた消防団の組織体制の構築を図ります。
- ・組織の充実や消防団活動の強化のため、機能別団員制度の活用により、女性消防団員を含めた幅広い層からの消防団員の加入を促進します。
- ・消防団員がより活動できる環境を整備するため、消防団協力事業所制度を推進とともに、消防団応援事業所制度により消防団員を支援します。
- ・消防水利の配備を進めるとともに、消防団の装備や施設、小型動力ポンプ付軽積載車などの計画的な整備・更新を推進します。

(3) 市民・民間の防火体制の充実

- ・事業所などの防火管理や危険物管理体制の充実を促進します。

交通安全

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・警察、道路管理者などの関係機関からなる佐久市交通安全対策協議会を開催し、地域が一体となった交通安全の確保に取り組んでいます。
- ・交通安全市民大会、小学校や各地区老人クラブでの交通安全教室などを開催し、年代別・対象別の交通安全教育を推進しています。
- ・安全で快適な歩行者空間の確保、安心できる道路交通の実現のために、優先度に応じて道路整備や交通安全施設の設置を進めています。
- ・死亡事故発生時には、現地診断を実施するとともに、検討会を開催し、再発防止に取り組んでいます。
- ・季節ごとの交通安全運動における街頭啓発活動を実施するとともに、市内小学校の6年生を「わが家の交通安全課長」に委嘱し、市民の交通安全意識の高揚に取り組んでいます。

現状と課題

- ・交通安全の確保に向けて、市民一人ひとりの交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を高める必要があります。
- ・交通死亡事故などをなくすため、幼児、児童、高齢者などの交通弱者の交通事故被害防止を始めとして、一層の交通安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- ・高齢者の関わる交通事故が増加していることから、各地区老人クラブでの交通安全教室など高齢者を対象とした啓発活動を充実する必要があります。
- ・高速交通網の延長などに伴う交通環境や交通実態の変化に的確に対応して、交通安全施設の整備を進める必要があります。
- ・長野県民交通災害共済の加入率が年々低下しているため、制度のメリットを広く周知していく必要があります。
- ・長野県交通事故相談所などの相談窓口を広く周知し、相談者が気軽に相談できる環境を確立するとともに、相談内容に応じた適切な対応を行う必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 交通安全意識の高揚

- ・交通指導員の交通安全指導力の向上を図るとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校における交通安全教室の継続的な開催を推進します。
- ・高齢者対象のナイトスクール*や老人クラブと連携した交通安全教室の開催、高齢者宅への家庭訪問などにより、交通安全意識の啓発に努めます。

(2) 交通安全環境の整備

- ・通学路を始めとする歩道の整備など道路の改築事業の推進に努め、子どもや高齢者にやさしい安全で快適な歩行者空間の確保を図ります。
- ・交通事故の多発箇所を点検するとともに、交通安全施設への区要望などを踏まえ、事故防止に効果的な交通安全施設の設置を推進します。

(3) 相談・救済対策の充実

- ・長野県民交通災害共済制度のメリットを周知する広報活動を積極的に行い、加入を促進します。
- ・長野県交通事故相談所などの関係機関との連携を図り、相談者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3. 1 6	3. 2 0

* ナイトスクール: 様々な体験を通して夜間の交通安全について学ぶ教室

防 犯

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・特殊詐欺*被害防止のため、防災行政無線や佐久市情報配信サービス（さくネット）などを通じ、特殊詐欺注意情報を配信しています。
- ・警察や防犯協会と連携し、防犯指導員を中心に街頭指導や年末特別警戒などの地域で行われている防犯活動を支援しています。
- ・佐久警察署、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平などと連携し、防犯に関する情報提供を行っています。

現状と課題

- ・多様化・巧妙化する犯罪による被害を防ぐため、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という意識を高める必要があります。
- ・特殊詐欺による被害が多発していることから、広報活動の実施や、被害防止教室の開催などにより、被害の発生を防止する必要があります。
- ・核家族化の進行などにより、地域社会への関わり方が希薄になる中で、地域ぐるみで防犯体制を強化する必要があります。
- ・携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれることが増えていることから、地域ぐるみで子どもを犯罪から守ることが必要です。
- ・都市化の進展により、まちの姿が変化する中で、夜間の犯罪防止のために、必要な箇所への防犯灯の設置を進める必要があります。

* 特殊詐欺：電話を利用して親族、警察官などを装い、金銭借用や被害を防ぐためなどと称して現金を預貯金口座に振り込ませるオレオレ詐欺のような振り込め詐欺や、それに類する詐欺の手口の総称

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 防犯意識の高揚

- ・犯罪を未然に防止するため、佐久警察署、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平などと連携した広報活動などにより防犯意識の高揚を図ります。
- ・子どもを犯罪から守るため、学校教育を通じた防犯意識の普及・啓発を図ります。

(2) 防犯体制・防犯活動の強化

- ・特殊詐欺による被害を未然に防止するため、警察と連携し、高齢者を対象とした被害防止講習会を開催するとともに、広報活動を実施します。
- ・地域住民や関係機関、防犯組織との連携、子どもを守る安心の家の設置、防犯パトロールなどにより家族ぐるみ、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

(3) 防犯施設の整備

- ・夜間における犯罪の防止のため、区要望による防犯灯の整備を推進します。

施策目標(市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3. 1 0	3. 1 3

消費生活

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・消費生活展の開催、広報活動の実施、街頭啓発指導などにより、消費者問題についての普及啓発を行っています。
- ・消費者トラブルなどの消費生活相談が複雑、多様化していることから、消費者問題専門の相談員を配置した佐久市消費生活センターを開設しました。

現状と課題

- ・多様化・複雑化する消費者被害・トラブルを防ぐため、消費者自らが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自らを守る意識を高める必要があります。
- ・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、各地区老人会での悪質商法被害防止教室の開催を促進する必要があります。
- ・食品の安全性に関する問題や製品等の欠陥事故が発生した場合は、迅速な情報提供を行う必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 消費者意識の高揚

- ・消費生活展、佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平、広報佐久などを活用した情報提供の充実を図ります。
- ・消費者被害防止のための高齢者講習などにより、消費生活のトラブルに関する知識の普及、消費生活に関する意識の高揚を図ります。
- ・ごみ減量意識の高揚を図り、過大・過剰包装の改善を促進します。

(2) 消費者保護対策の推進

- ・架空請求詐欺*や悪質商法契約などの消費者生活のトラブルについて、佐久市消費生活センターにおける的確な相談業務を推進します。
- ・食品や消費生活用製品などに関して、関係機関と連携し、迅速かつ継続的な消費者情報の提供に努めます。

(3) 消費生活の改善

- ・消費者が、消費生活の改善について、自ら考え、主体的に行動することにより、賢い消費生活を送れるように、広報・啓発活動を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28）	目標値（H33）
3. 1 0	3. 1 5

* 架空請求詐欺：郵便、インターネットなどで架空の事実を口実とした料金の請求、偽の裁判通知などの文書・メールを送付し、現金を振り込まれたり、宅配便や郵送で送金させる詐欺の手口